

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相談管理業務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務室 広報県民課
個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共用・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。
記 録 項 目	1 管理番号、2 受理者又は取扱者、3 引継元管理番号、4 引継元受理者、5 相談年月日、6 件名、7 申出種別、8 相談場所、9 受理態様、10 相談者の住所、職業、氏名、フリガナ、性別、生年月日、年齢、電話番号（携帯、自宅）、備考、11 関係者等の住所、職業、氏名、フリガナ、性別、生年月日、年齢、電話番号（携帯、自宅）、備考、12 他機関・弁護士への相談、13 相談の概要、14 相談者への回答及び指揮伺い、15 処理経過
記 録 範 囲	相談事案に係る受理者、取扱者、相談者、関係者
記録情報の収集方法	相談受理・対応
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務室会計課、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、岐阜羽島警察署、海津警察署、養老警察署、垂井警察署、大垣警察署、揖斐警察署、北方警察署、山県警察署、郡上警察署、関警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署、中津川警察署、恵那警察署、下呂警察署、高山警察署、飛騨警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 拾得区分、2 受理番号、3 ファイル取込区分、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 取扱職員、8 拾得日時、9 拾得場所、10 拾得者住所・氏名・連絡先、11 拾得者権利区分、12 拾得者氏名等告知同意区分、13 施設占有者整理番号、14 施設占有者名称・所在地・連絡先、15 施設占有者権利区分、16 施設占有者氏名等告知同意区分、17 物件（現金・物品）、18 保管場所区分、19 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、20 任意提出年月日、21 遺失者連絡状況、22 遺失者連絡年月日、23 遺失届受理番号、24 遺失者住所・氏名・連絡先、25 払出区分、26 払出年月日、27 払出先
記 録 範 囲	拾得物件の拾得者（施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別 行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室会計課	
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要 作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地 作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	(名 称) —	
	(所在地) —	
備考	—	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務室会計課、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、岐阜羽島警察署、海津警察署、養老警察署、垂井警察署、大垣警察署、揖斐警察署、北方警察署、山県警察署、郡上警察署、関警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署、中津川警察署、恵那警察署、下呂警察署、高山警察署、飛騨警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理区分、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・連絡先、8 届出者氏名、9 遺失日時、10 遺失場所、11 物件（現金・物品）、12 処理結果、13 解除区分、14 解除年月日
記録範囲	遺失者（届出者）
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室会計課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	警務部 留置管理課
個人情報ファイルの利用 目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資す るために利用する。
記 録 項 目	1 氏名、2 フリガナ、3 生年月日、4 性別、5 国籍、 6 罪名、7 逮捕日、8 勾留日、9 起訴日、10 出場日
記 録 範 囲	岐阜県警察に留置された者（被留置者）
記 録 情 報 の 収 集 方 法	被留置者からの聴取
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	保護に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引継ぎや、適切な関係機関への通報等に資することを目的とする。
記 録 項 目	1 署一連番号、2 保護取扱者、3 被保護者情報（住所、職業、氏名、性別、生年月日）、4 発見者、5 発見日時、6 発見場所、7 発見の端緒、8 保護の区分、9 保護の場所、10 保護の法的根拠、11 発見時及び保護の状況、12 負傷、病気及び着衣等の損傷部位、程度、13 医師の診断（日時、病院及び医師名、診断結果）、14 保護の期間（時間）、15 保護室の使用期間（時間）、16 家族等への連絡・手配状況、17 保護上の留意事項、18 保護室等における状況、19 保管金品、20 給食の有無、21 関係機関への通報等（保護期間延長許可状の発付の有無、保険所長等に対する通報の有無、簡易裁判所への保護通知の有無）、22 身柄引渡（引継）日時、23 身柄の措置、24 引受者情報（住所、電話、続柄、職業、氏名）、25 参考事項
記 録 範 囲	警察官職務執行法等関係法令により保護をした者及び保護に係る関係者
記録情報の収集方法	被保護者及び関係者からの聴取
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	簡易裁判所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	自転車に係る犯罪の予防及び盗難等の早期発見・回復のために利用する。
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 販売年月日、5 防犯登録番号、6 車体番号、7 メーカー、8 種別、9 塗色、10販売店
記 録 範 囲	自転車防犯登録を行った者
記録情報の収集方法	岐阜県自転車・軽自動車商協同組合及び公益財団法人岐阜県防犯協会からデータ提出を受け収集する
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業者等管理業務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」と記載。）における許可及び届出の風俗営業所等に関する事務の適正な遂行のため、管理者講習の案内などに利用する。
記録項目	1 登録番号（許可番号又は届出番号）、2 業種、3 許可（届出）年月日、4 管轄警察署、5 営業所等の名称、6 営業所の所在地、7 営業者氏名、8 法人の名称、9 法人の所在地、10 営業所電話番号、11 法人代表者氏名
記録範囲	風営法にかかる許可を受けたもの、届出を行ったもの
記録情報の収集方法	申請者及び届出者からの申請、届出により収集する。
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る5から11までの訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。 風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。 風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第53条による。 風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第59条による。 風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第64条による。 風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第70条による。 風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第104条による。

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課		
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —		
	(所在地) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	銃砲登録照会ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	銃砲所持者に対する所持許可証の交付その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 許可証番号、2 氏名、3 性別、4 職業、5 電話番号、6 本籍、7 住所、8 銃種、9 銃番号、10 現許可年月日、11 更新日、12 銃メーカー、13 商品名、14 銃全長、15 銃身長、16 口径、17 適合実包、18 替銃身総本数、19 弾倉 20 形式、21 装填段数、22 許可年月日、23 有効期限、24 用途別
記 録 範 囲	銃刀法にかかる許可を受けたもの
記録情報の収集方法	申請者からの申請により収集する
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課		
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —		
	(所在地) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	警備員指導教育責任者資格者証等の交付等に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備員指導教育責任者資格者証等の交付その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 受理警察署、2 交付年月日、3 資格の区分、4 資格者等の氏名、5 資格者等の生年月日、6 資格者等の本（国）籍、7 資格者等の住所
記 録 範 囲	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者
記録情報の収集方法	申請者からの申請
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る 4 及び 6 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第 5 項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る 4 及び 6 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第 3 項において準用する同法第22条第 5 項による。

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課		
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —		
	(所在地) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業検定合格証明書の交付に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業検定合格証明書の交付その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理警察署、2 交付年月日、3 検定種別、4 級の区分、5 検定者の氏名、6 検定者の生年月日、7 検定者の住所
記録範囲	警備員等の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	申請者からの申請
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	検定合格証明書の交付を受けた者に係る5及び7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課		
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —		
	(所在地) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物営業の許可等に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 許可の種類、2 許可証番号、3 許可年月日、4 状態、5 処分歴、6 被許可者の氏名又は名称、7 被許可者の種別、8 被許可者の生年月日、9 被許可者の住所又は居所、10被許可者の電話番号、11被許可者の本（国）籍、12行商の別、13取引にHPを用いるかどうかの別、14ホームページURL、15主として取り扱う古物の区分、16返納年月日、17代表者等の氏名、18代表者等の生年月日、19代表者等の住所、20代表者等の電話番号、21主たる営業所の別、22営業所形態、23営業所の名称、24営業所の所在地、25営業所の電話番号、26取扱う古物の区分、27開設年月日、28管理者の氏名、29管理者の生年月日、30管理者の住所、31管理者の電話番号、32処分年月日、33処分の種類、34処分理由
記 録 範 囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	古物商又は古物市場主にかかる6から15、17から26及び28から31の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。 質屋にかかる6から11、23、24及び28から31の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課		
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —		
	(所在地) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岐阜県使用済金属営業に関する条例の許可に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	岐阜県使用済金属類営業の許可その他岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年条例第28号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 許可番号、2 許可期限、3 許可状況、4 申請年月日、5 受理警察署、6 受理年月日、7 許可警察署、8 許可年月日、9 返納年月日、10 返納理由、11 被許可者の法人区分、12 被許可者の国籍、13 被許可者の氏名又は名称、14 被許可者の電話番号、15 被許可者の生年月日、16 被許可者の性別、17 使用済金属類の区分、18 行商の有無、19 送信元識別符号区分、20 送信元識別符号、21 代表者等の氏名、22 代表者等の住所又は居所、23 代表者等の電話番号、24 代表者等の生年月日、25 代表者等の性別、26 営業所の形態、27 営業所の名称、28 営業所の所在地、29 保管場所の有無、30 保管場所の名称、31 保管場所の所在地、32 解体場所の有無、33 解体場所の名称、34 解体場所の所在地、35 行政処分年月日、36 行政処分の内容
記 録 範 囲	使用済金属類営業者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	11から34の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第9条第1項及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則（平成25年公安委員会規則第5号）第13条第1項及び第2項による。

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。
記 録 項 目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号
記 録 範 囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者
記録情報の収集方法	警察庁からの提供
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	少年警察ボランティア名簿に関するファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 少年課
個人情報ファイルの利用目的	少年警察ボランティアの委嘱事務に利用する。
記 録 項 目	1（所属）警察署、2（所属）コード、3（委嘱）種別、4 任期、5 整理番号、6 委嘱番号、7 住所、8 電話番号、9 氏名、10 生年月日、11 年齢、12 性別、13 初委嘱年月日、14 再委嘱年月日、15 委嘱終了年月日、16 活動歴・年数（少年補導員、少年警察協助手、少年指導委員）、17 補正数、18 積算数、19 職業、20 職業区分、21 現委嘱区分、22 役職等、23 その他兼務の役職、24 表彰歴（全国少年警察ボランティア協会表彰、中部少年警察ボランティア連絡協議会表彰、知事表彰（20年・10年）、県少年警察ボランティア連絡協議会表彰、地区少年警察ボランティア連絡協議会表彰、公安委員会感謝状（中部公安委員・県公安委員）、25 その他参考事項
記 録 範 囲	少年警察ボランティアとして委嘱した者
記録情報の収集方法	本人（被委嘱者）からの申出
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	岐阜中警察署（競輪場前交番、駅前交番、神田町交番、長良橋交番、芥見交番、木ノ本交番、西岐阜交番、西柳ヶ瀬交番、本郷交番、日野駐在所）、岐阜南警察署（岐阜駅南口交番、県庁前交番、長森南交番、日置江駐在所、鶉駐在所、城東通交番）、岐阜北警察署（黒野交番、鶉飼屋交番、則武交番、金華橋交番、岩野田交番、七郷交番、犬塚駐在所、福富交番、島交番）、各務原警察署（那加交番、鶉沼交番、蘇原交番、各務駐在所、稲羽交番、鶉沼西交番、川島駐在所）、岐阜羽島警察署（竹鼻交番、笠松交番、岐南交番、正木交番、佐波駐在所、小熊駐在所、上中駐在所、桑原駐在所、下羽栗駐在所、柳津駐在所）、海津警察署（署所在地交番、平田交番、南濃交番、東江駐在所、大江駐在所、海西駐在所）養老警察署（署所在地交番、上石津駐在所、上多度駐在所、池辺駐在所、笠郷駐在所、小畑駐在所、多芸駐在所、日吉駐在所、牧田駐在所）、垂井警察署（署所在地交番、関ヶ原交番、岩手駐在所、府中駐在所、表佐駐在所、今須駐在所）、大垣警察署（神戸交番、墨俣駐在所、赤坂交番、郭町交番、駅前交番、三城交番、島里交番、輪之内交番、安八交番、荒崎交番、楽田交番、割田交番、駅北交番）、揖斐警察署（署所在地交番、池田交番、大野交番、藤橋駐在所、小島駐在所、養基駐在所、川合駐在所、谷汲駐在所、久瀬駐在所、坂内駐在所、春日駐在所）、北方警察署（署所在地交番、穂積交番、根尾駐在所、本巣交番、巣南交番、真正交番）、山県警察署（署所在地交番、美山駐在所、伊自良駐在所、西武芸駐在所、乾駐在所）、郡上警察署（署所在地交番、白鳥交番、大和駐在所、美並駐在所、口明方駐在所、西和良駐在所、和良駐在所、明宝駐在所、牛道駐在所、高鷲駐在所）、関警察署（署所在地交番、美濃交番、洞戸駐在所、武芸川駐在所、富野駐在所、田原駐在所、小金田駐在所、上牧駐在所、大矢田駐在所、下牧駐在所、板取駐在所、上之保駐在所、旭ヶ丘交番、倉知交番、武儀駐在所）、加茂警察署（八百津交番、川辺交番、白川駐在所、坂祝駐在所、加茂野駐在所、蜂屋交番、下米田駐在所、山之上駐在所、富加駐在所、久田見駐在所、上麻生駐在所、神湊駐在所、蘇原駐在所、黒川駐在所、下油井駐在所、東白川駐在所、みの太田駅北交番）、可児警察署（署所在地交番、御嵩交番、今渡交番、西可児交番、久々利駐在所、土田交番、春里駐在所、兼山駐在所、東可児交番）、多治見警察署（瑞浪交番、土岐津交番、駄知交番、妻木下石交番、笠原交番、本町交番、駅前交番、多治見北部交番、池田駐在所、共栄駐在所、市之倉駐在所、滝呂駐在所、肥田駐在所、定林寺駐在所、鶴里駐在所、陶駐在所、日吉駐在所、釜戸駐在所、稲津駐在所、脇之島駐在所）、中津川警察署（付知交番、坂下交番、駅前交番、坂本交番、福岡駐在所、苗木駐在所、

	阿木駐在所、加子母駐在所、落合駐在所、神坂駐在所、蛭川駐在所)、恵那警察署(三郷駐在所、武並駐在所、笠置駐在所、中野方駐在所、駅前交番、明智駐在所、山岡駐在所、上矢作駐在所、串原駐在所、岩村警部交番)、下呂警察署(署所在地交番、下呂温泉交番、小坂駐在所、宮地駐在所、中原駐在所、馬瀬駐在所、尾崎駐在所、落合駐在所、菅田駐在所、東駐在所、金山警部交番)、高山警察署(久々野交番、駅前交番、石浦交番、安川交番、丹生川駐在所、平瀬駐在所、大八賀駐在所、宮駐在所、朝日駐在所、清見駐在所、荘川駐在所、鳩ヶ谷駐在所、高根駐在所、上枝駐在所、緑ヶ丘駐在所、国府駐在所、上宝駐在所、奥飛驒交番)、飛驒警察署(署所在地交番、鷹狩駐在所、宮川駐在所、河合駐在所、山田駐在所、神岡警部交番)
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため。
記 録 項 目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 電話番号、7 業種、8 非常時の連絡先
記 録 範 囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及び非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先
記録情報の収集方法	巡回連絡
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル □ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	□ 該当 ☑ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	1 1 0 番通報の受理に関するファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	地域部 通信指令課
個人情報ファイルの利用 目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため。
記 録 項 目	1事案番号、2事案名、3事案内容、4受理日時、5受理者、6発生日時、7発生場所、8管理署、9通報場所、10通報者(1)氏名(2)電話番号(3)性別、11指令時刻、12指令者、13現場到着時刻、14処理時刻、15処理結果
記 録 範 囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者
記 録 情 報 の 収 集 方 法	110番通報の受理者又は対応者による聴取
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	110番アプリシステムによる通報の受理に関するファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部 通信指令課
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため。
記録項目	1受理者、2管轄、3件名、4受付番号、5受付日時、6発生時刻、7都道府県、8住所、9目標物、10言語、11関係、12けが人（有無）、13救急車（要不要）、14救急車が必要な人数、15携帯情報（機種、OS）、16位置情報（緯度、経度、誤差）、17事前登録内容(1)名前(2)性別(3)年齢(4)電話番号(5)メール（アドレス）(6)自宅住所(7)言語(8)その他(障害の状況等)、18経過、19受信画像
記録範囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者
記録情報の収集方法	通報者及び受理者による入力又は自動取得
要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等の管理に使用する。
記 録 項 目	1 整理番号、2 所属、3 選任年月日、4 管理者等氏名、5 事業所の名称、6 住所、7 使用者氏名
記 録 範 囲	安全運転管理者等の届出のあった者
記録情報の収集方法	安全運転管理者等の届出
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部交通部交通企画課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	道路使用許可受理簿ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 交通規制課
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。
記 録 項 目	1 受理年月日、2 許可年月日、3 受理（許可）番号、4 申請種別、5 申請者の住所・氏名、6 申請内容の概要、7 手数料、8 委託状況、9 許可証の交付年月日、10 許可証受理番号、11 備考、12 取扱者印
記 録 範 囲	道路使用許可の申請者
記録情報の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル □ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	□ 該当 ☑ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 交通規制課
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記 録 項 目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日、14 駐車場名称、15 駐車場住所、16 駐車可能台数、17 収容情報、18 駐車場面積
記 録 範 囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収容可能な駐車場所所有者
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 交通規制課
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記 録 項 目	1 受理警察署、2 標章番号、3 申請者の氏名・生年月日・住所、4 連絡先、5 身障者等手帳番号・交付年月日、6 除外指定理由、7 発行日、8 標章の有効期限
記 録 範 囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者
記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等、運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5 t 限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴区分、94 顔写真、95 免許情報記録

	の番号、96特定免許情報の記録年月日、97免許情報記録の書換え年月日、98免許情報記録の抹消年月日、99運転経歴情報記録の番号、100運転経歴情報の記録年月日、101失効確認日時、102免許証返納年月日、103免許証追加交付年月日、104住所変更ワンストップサービス等の同意申請年月日、105住所変更ワンストップサービス等の同意項目、106住所変更ワンストップサービス等の同意有効期間の末日、107住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、108受理番号、109住所変更ワンストップサービス等の登録日時、110署名用電子証明書提供年月日、111署名用電子証明書発行番号、112署名用電子証明書発行番号登録年月日、113マイナポータル連携実施日、114オンライン講習区分、115来場登録日、116更新完了日、117受講完了区分、118動画視聴公安委員会、119受講完了日時、120顔画像（オンライン講習）、121撮影時点、122撮影日時、123顔照合結果
記 録 範 囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。
記 録 情 報 の 収 集 方 法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁からの通知
要 配 慮 個 人 情 報	☒ 含む ☐ 含まない

記録情報の経常的提供先	警察庁、自動車安全運転センター岐阜県事務所及び岐阜県交通安全協会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部交通部運転免許課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市学園町 3 - 42 ぎふ清流文化プラザ 6 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、4 及び 5 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第 1 項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第 1 項又は同法第104条の 4 第 5 項及び同施行規則第30条の12第 1 項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部交通部運転免許課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市学園町 3 - 42 ぎふ清流文化プラザ 6 階	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する ☐ にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	MS・MS Jリーダーズ活動推進委員ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	岐阜県関警察署、岐阜県大垣警察署、岐阜県多治見警察署
個人情報ファイルの利用目的	「MSリーダーズの証」の作成、交付につき加入者の確認等に利用する。 また、「MS・MS Jリーダーズ」の個人宛に賞を出す際に使用。
記 録 項 目	1 番号、2 学校名、3 学年、4 氏名、5 性別、6 備考
記 録 範 囲	MS・MS Jリーダーズとして活動する者
記録情報の収集方法	学校からの名簿やデータなどにより入手
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者講習管理ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課
個人情報ファイルの利用 目的	暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律 （平成 3 年法律第 77 号）の規定により実施する、不当 要求防止責任者講習の受講者管理、各事業所の責任者 に対する受講案内通知及び、修了書の作成等のために 利用。
記 録 項 目	1 郵便番号、2 所在地、3 業種、4 事業所名・支店名 等、5 電話番号、6 役職、7 氏名、8 氏名かな、9 生 年月日、10 選任年月日、11 過去の講習受講歴等
記 録 範 囲	責任者選任届出書を提出した者
記 録 情 報 の 収 集 方 法	事業者からの届出による
要 配 慮 個 人 情 報	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。